

(目的)

第1条 実習指導者委員会は、社会福祉士養成課程における相談援助実習を効果あるものとして実施し、実践力の高い社会福祉士を養成するために、実習指導者として資質向上と情報共有を深めることを目的に設置し、併せて実習指導者が社会福祉士としての専門性を整え、社会・職場において専門職として機能するよう支援する。

(名称)

第2条 この委員会を「実習指導者委員会」と呼ぶ。

(事務所)

第3条 実習指導者委員会の事務所は本会事務局内に設置する。

(組織)

第4条 実習指導者委員会の運営統括の責任は、本会会長に属する。

(活動)

第5条 実習指導者委員会の活動は、以下のとおりとする。

- (1) 社会福祉士実習指導者講習会への協力
- (2) 実習指導者講習会修了者の名簿登録及び運用
- (3) 実習指導者フォローアップ研修会の企画運営
- (4) 実習指導者に対する情報提供
- (5) 実習指導者への助言やその立場の確立への支援
- (6) 社会福祉士養成校等関係団体との連携
- (7) 実習指導に関する調査研究・広報・啓発活動
- (8) その他必要と認める活動

(運営委員会)

第6条 委員は、「実習指導者委員会」の企画及び運営管理を行う。

2 委員は、10名で構成し、各ブロックから1名以上を選出する。

3 運営委員会に次の役員を置き、委員の互選とする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名

4 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

5 委員会の運営に際し、社会福祉士養成校協会等の参加協力を求めることができる。

(報告)

第7条 運営委員は、本会理事会に随時、活動内容及び運営状況を報告するものとする。

(苦情対応)

第8条 実習指導者委員会の活動における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

(その他の運営の留意事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、2016年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の変更は、本会理事会の議決を経るものとする。